

# 一般社団法人兵庫県パワーリフティング協会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人兵庫県パワーリフティング協会と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県赤穂市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、パワーリフティング及びウエイトトレーニングの正しい普及発展を図り、県民の体力の向上を図り、社会・文化の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 パワーリフティング及びウエイトトレーニングの研究並びに指導
- 2 パワーリフティング選手権大会の企画、運営
- 3 普及・啓蒙のための講習会等の企画、運営
- 4 ウエイトトレーニング施設設備の拡充に関する事業
- 5 都市協会及び加盟会員の強化発展と相互の連絡及び融和を図る講習会、研修会の開催
- 6 日本パワーリフティング協会の行う事業に関する業務の請負
- 7 前各号に附帯又は関連する事業、その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し入社した者を社員とする。

2 社員となるには、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、別に定めるところにより届出をすることにより、いつでも退社することができる。

(除名)

第7条 社員が次のいずれかに該当した時は、第16条第2項に定める社員総会の決議(以下「特別決議」という。)によって、当該社員を除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (3) (1)(2)以外の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格の喪失)

第8条 社員は、次のいずれかに該当した時は、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

### 第3章 社員総会

(種別)

第9条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額又はその基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書、並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 残余財産の処分
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第12条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 前項の招集通知は、会日の2週間前までに、各社員に対して発する。
- 3 前項の規定に関わらず、社員総会は、社員の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合は、この限りでない。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議及び報告の省略)

第17条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

## 第4章 役員

(役員を設置)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

- 2 理事のうち1名以上を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、若干名を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって定める。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第4条で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第21条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 業務執行理事は、理事会の決定したところに従い、当法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、6か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

#### (解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別決議によらなければならない。

#### (報酬)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 理事会

#### (理事会の設置)

第26条 当法人に、理事会を置く。

#### (構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第28条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

#### (招集)

第29条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 前項の招集通知は、会日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発する。
- 3 前項の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第32条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第21条第3項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、法令で定めるところにより、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、第1号から第3号までの書類については監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
  - (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
  - (3) 財産目録
  - (4) 役員名簿
  - (5) 役員の報酬の額又はその基準を記載した書類
  - (6) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の不分配)

第37条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(特別の利益の禁止)

第38条 当法人は、当法人の社員、役員、使用人その他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第1条で定める当法人の関係者に対し特別の利益を与えることができない。



2 当法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第2条で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 本定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 当法人は、社員総会の特別決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

## 第8章 附則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和5年3月31日までとする。

(設立時社員)

第44条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 塩田宗廣

設立時社員 古城資久

設立時社員 大塚博幸

設立時社員 田中彰子

設立時社員 松谷昌典

(法令の準拠)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人兵庫県パワーリフティング協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和4年4月4日

設立時社員 塩田 宗廣

設立時社員 古城 資久

設立時社員 大塚 博幸

設立時社員 田中 彰子

設立時社員 松谷 昌典